

国有林の地域別の森林計画の公表について

東北森林管理局では、下記のとおり平成27年4月1日を始期とする「国有林の地域別の森林計画」を樹立しましたので、公表します。

記

- 1 公表年月日
平成26年12月24日
- 2 樹立した森林計画区
三八上北森林計画区（青森県）
大槌・気仙川森林計画区（岩手県）
雄物川森林計画区（秋田県）
最上村山森林計画区（山形県）
- 3 計画量の概要

計 画 事 項	計 画 量 等				
	三八上北	大槌・気仙川	雄物川	最上村山	
計画期間	H27.4.1 ~ H37.3.31				
計画対象森林面積	78,557 ha	29,710 ha	156,342 ha	183,703 ha	
伐 採 量	1,897 千m ³	939 千m ³	2,337 千m ³	2,464 千m ³	
	主 伐	850 千m ³	318 千m ³	1,134 千m ³	1,604 千m ³
間 伐	1,047 千m ³	621 千m ³	1,203 千m ³	860 千m ³	
造 林 量	2,204 ha	979 ha	2,622 ha	4,816 ha	
	人工造林	1,829 ha	650 ha	1,997 ha	3,708 ha
天然更新	375 ha	329 ha	625 ha	1,108 ha	
林 道	開 設	54 km	43 km	108 km	113 km
保 安 林	計画期末面積	63,393 ha	25,873 ha	149,201 ha	177,770 ha
治 山	施工地区数	41 地区	169 地区	64 地区	157 地区

（注）単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計が一致しない場合があります。

- 4 その他
計画書については、東北森林管理局のホームページにも掲載しています。
(http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/keikaku/tiikibetsu_kouhyou2014.html)

問い合わせ先

東北森林管理局 計 画 課 長 林 視
秋田県秋田市中通五丁目9番16号 TEL 050-3160-6441

国有林の地域別の森林計画の公表について

東北森林管理局では、下記のとおり「国有林の地域別の森林計画」を変更しましたので、公表します。

記

- 1 公表年月日
平成26年12月24日
- 2 変更した森林計画区
津軽森林計画区（青森県）
久慈・閉伊川森林計画区（岩手県）
北上川中流森林計画区（岩手県）
宮城北部森林計画区（宮城県）
米代川森林計画区（秋田県）
庄内森林計画区（山形県）
置賜森林計画区（山形県）
- 3 変更の概要
以下のとおり、計画を変更する（変更箇所のみ記載）。

計 画 事 項	計 画 量 等			
	津 軽	久 慈 ・ 閉 伊 川	北 上 川 中 流	宮 城 北 部 栗 原 市
公益機能別施業森林の区域及び施業方法 (保健文化機能の維持増進を図る森林)(ha)				5,589.97(91.49)
伐 採 量 (千m ³)	2,277(4)	1,405(3)	2,478(200)	
主 伐 (千m ³)	981(57)	458(67)	1,136(188)	
間 伐 (千m ³)	1,296(Δ 54)	947(Δ 64)	1,342(13)	
造 林 量	4,025(Δ 750)	1,937(Δ 8)	3,383(607)	
人工造林(ha)	3,139(731)	1,327(45)	2,798(541)	
天然更新(ha)	886(Δ1,481)	610(Δ 53)	584(65)	
林 道 延 長 (km)		100.9(4.0)	112.9(7.1)	
備 考	将来にわたり森林による二酸化炭素吸収機能を十分に発揮していくため、適切な主伐・再造林を推進し、人工林の齢級構成の平準化を図るもの。			荒砥沢特定地理保護林の設定によるもの。

- (注) 1 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計が一致しない場合があります。
2 () 書きは現行計画との対比です。

計 画 事 項	計 画 量 等		
	米代川	庄内	置賜
公益機能別施業森林の区域及び施業方法 (保健文化機能の維持増進を図る森林)(ha)			
伐採量 (千m ³)	4,534(3)	841(42)	291(2)
主伐 (千m ³)	2,272(479)	587(108)	124(21)
間伐 (千m ³)	2,262(Δ 476)	254(Δ 66)	167(Δ 19)
造林量	4,371(1,079)	1,289(162)	235(Δ 103)
人工造林(ha)	3,877(1,258)	1,205(229)	183(42)
天然更新(ha)	494(Δ 179)	84(Δ 67)	52(Δ 145)
林道延長(km)			
備 考	将来にわたり森林による二酸化炭素吸収機能を十分に発揮していくため、適切な主伐・再造林を推進し、人工林の齢級構成の平準化を図るもの。		

- (注) 1 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計が一致しない場合があります。
2 () 書きは現行計画との対比です。

4 その他

計画書については、東北森林管理局のホームページにも掲載しています。
(http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/keikaku/tiikibetsu_kouhyou2014.html)

問い合わせ先

東北森林管理局 計画課長 林 視
秋田県秋田市中通五丁目9番16号 TEL 050-3160-6441